

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第21条 (条文省略) (新設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当社は、<u>社外監査役との間に当社に 対する損害賠償責任に関する契約を法令で 定める範囲で締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第21条 (現行どおり) <u>2 当社は、取締役(業務執行取締役等 あるものを除く。)との間に当社に 対する損害賠償責任に関する契約を締結する ことができる。</u> <u>ただし、その賠償責任の限度額は、法令 が定める金額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2 当社は、監査役との間に当社に 対する損害賠償責任に関する契約を締結する ことができる。 <u>ただし、その賠償責任の限度額は、法令 が定める金額とする。</u></p>

3. 日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)
- ・ 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以 上